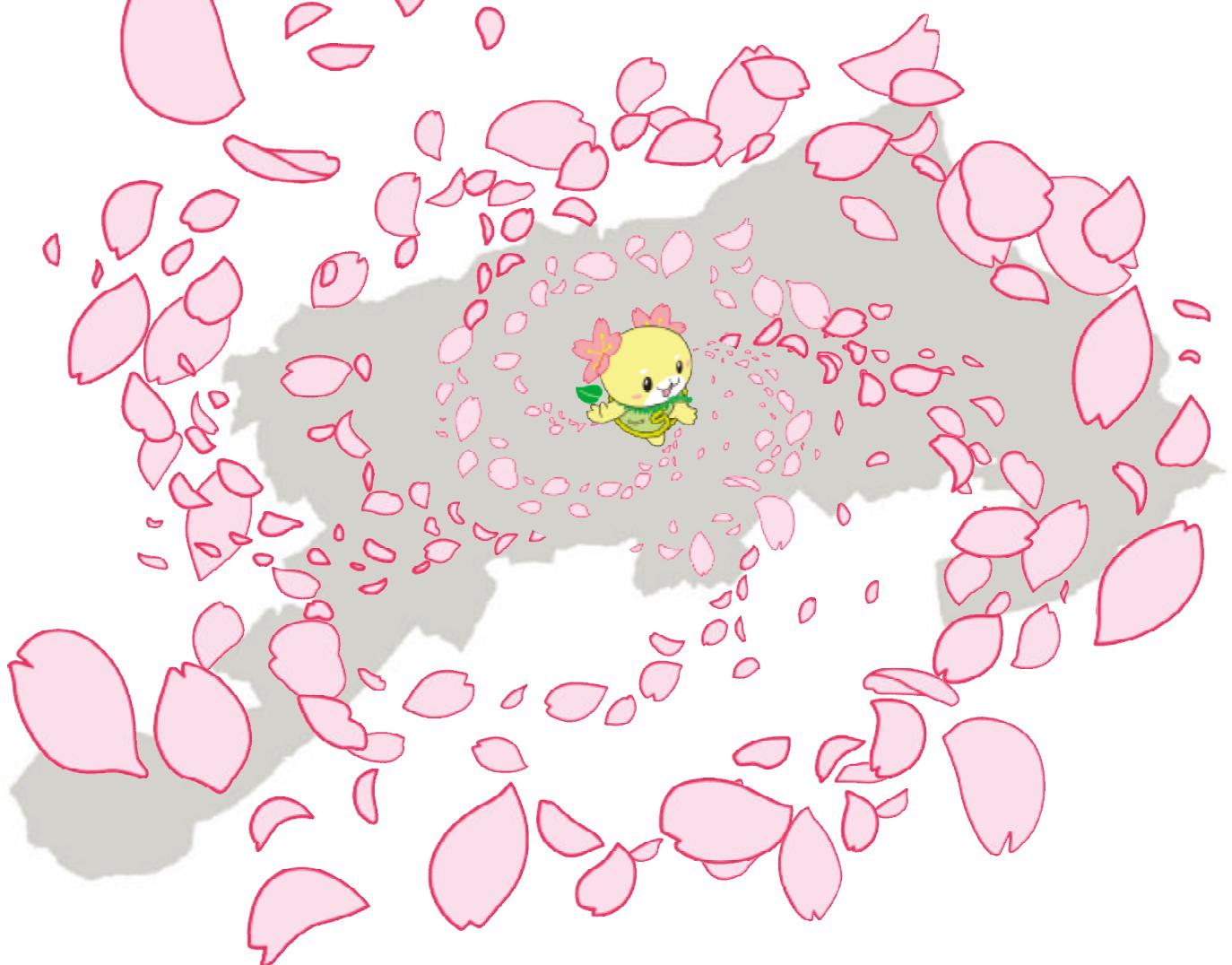


令和 7 年度

市 稅 概 要



住みづけたいまち
子育てしたいまち さかど



坂 戸 市



目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 令和7年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16
	(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17

(12) 新増築分家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税（環境性能割）課税件数及び金額の推移	20
(2) 軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移	21
(3) 軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	22
(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	23
5. 徴 収	25
(1) 年度別市税決算額	26
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	27
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	28
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	29
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	30
(6) 口座振替利用状況	31
(7) コンビニ収納状況	32
(8) 年度別差押財産状況の内訳	32
(9) 督促状発付状況	33
6. その他	35
市税の税率及び納期等の一覧表	36～39

1. 稅務行政機構等

税務機構及び事務分掌

(令和7年7月1日現在)

部名	課名	係名	課長	副 課長	課長 補佐	係長	係	計	事務分掌
課税課			1		2			3	課の総括
	税制係					1	2	3	
	市民税係					1	8	9	
	土地係					(1)	3	3	
	家屋係					2	4	6	
総務部	計	1		2	4	17	24		
			1		1			2	課の総括
	管理係					1	4	5	
	徴収係					1	5	6	
	特別整理係					(1)	3	3	
納税課	計	1		1	2	12	16		
	総計	2		3	6	29	40		

※ 括弧書きは、課長補佐が兼務

2. 市民税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

年区分	3	4	5	6	7
人口	人 男 50,322	人 49,875	人 49,844	人 49,652	人 49,680
	人 女 50,290	人 50,117	人 49,919	人 49,875	人 49,952
	人 計 100,612	人 99,992	人 99,763	人 99,527	人 99,632
世帯数	世帯 46,735	世帯 46,898	世帯 47,507	世帯 48,015	世帯 48,812

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

年度区分	3	4	5	6	7
個人	人 均等割+所得割 47,471	人 47,706	人 47,937	人 45,331	人 49,860
	人 均等割のみ 4,478	人 4,561	人 4,584	人 7,856	人 4,482
	人 計 51,949	人 52,267	人 52,521	人 53,187	人 54,342
法人	地方税法第312条第1項に該当 第9号 16	社 16	社 15	社 16	社 17
	第8号 3	社 2	社 2	社 2	社 3
	第7号 105	社 102	社 101	社 103	社 101
	第6号 14	社 15	社 17	社 14	社 13
	第5号 77	社 79	社 78	社 80	社 84
	第4号 26	社 25	社 23	社 23	社 25
	第3号 277	社 267	社 264	社 261	社 269
	第2号 10	社 10	社 10	社 11	社 10
	第1号 1,696	社 1,714	社 1,772	社 1,833	社 1,854
	人 計 2,224	人 2,230	人 2,282	人 2,343	人 2,376

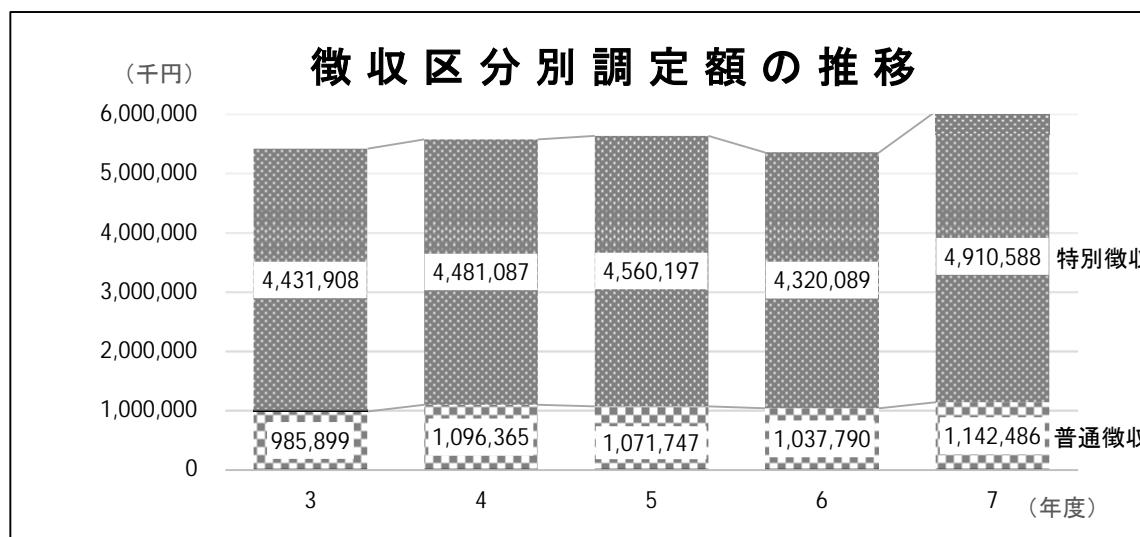
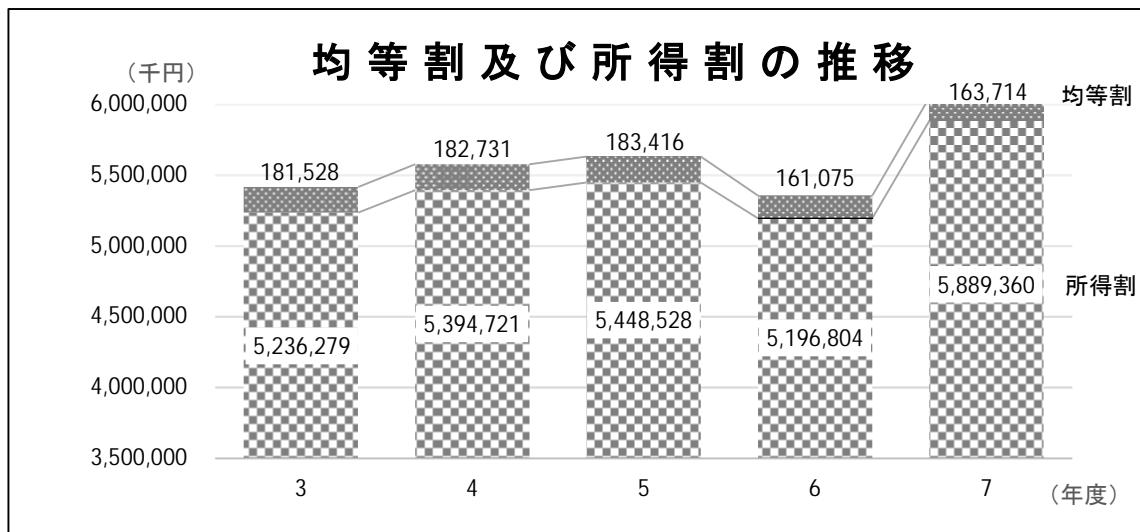
※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度 区分	3	4	5	6	7	
普通徴収	均等割	34,345	35,142	35,288	30,442	31,337
	所得割	951,554	1,061,223	1,036,459	1,007,348	1,111,149
	小計	985,899	1,096,365	1,071,747	1,037,790	1,142,486
特別徴収	均等割	147,183	147,589	148,128	130,633	132,377
	所得割	4,284,725	4,333,498	4,412,069	4,189,456	4,778,211
	小計	4,431,908	4,481,087	4,560,197	4,320,089	4,910,588
調定額	均等割	181,528	182,731	183,416	161,075	163,714
	所得割	5,236,279	5,394,721	5,448,528	5,196,804	5,889,360
	合計	5,417,807	5,577,452	5,631,944	5,357,879	6,053,074

※ この表の額は、各年度の7月1日現在における当該年度に収入予定の個人市民税の額です（前年度に課税し、納期が当該年度のものを含み、滞納繰越分を除く。）。

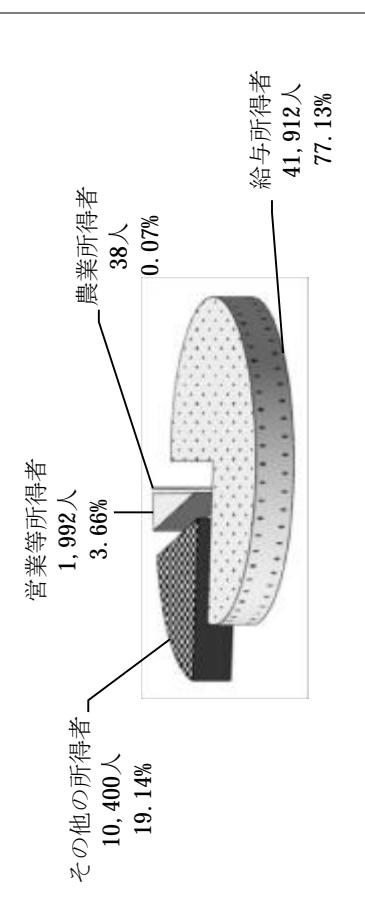


(4) 令和7年度個人市民税賦課状況

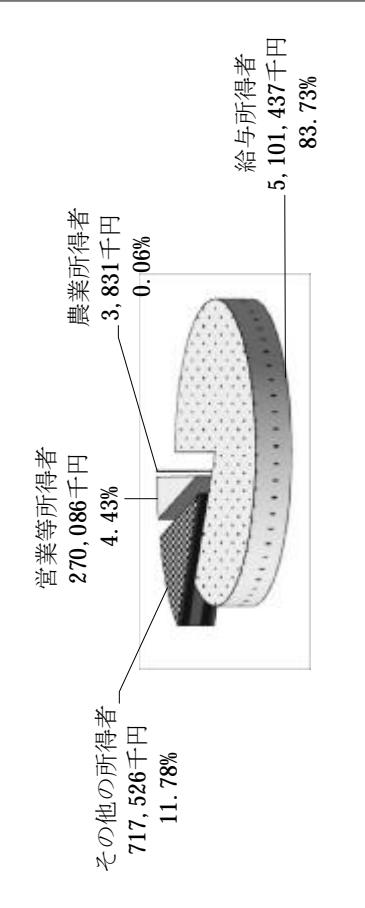
区分		均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		合計		納税義務者 (A+C) (人)	1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税額 構成比 (%)
所得者区分	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	合計 F (人)	税額 G (千円)			
給与所得者	2,338	7,014	39,574	118,722	4,975,701	41,912	5,101,437	122	83.73	
営業等所得者	219	657	1,773	5,319	264,110	1,992	270,086	136	4.43	
農業所得者	4	12	34	102	3,717	38	3,831	101	0.06	
その他所得者	1,921	5,763	8,479	25,437	686,326	10,400	717,526	69	11.78	
計	4,482	13,446	49,860	149,580	5,929,854	54,342	6,092,880	112	100.00	

※ この表の額は、令和7年7月1日現在において課税した令和7年度の個人市民税の額（納期が翌年度のものを含む。）であり、5ページの（3）個人市民税調定額の推移の令和7年度の額とは一致しません。

・所得別納税義務者の構成比



・所得別個人市民税額の構成比



納税義務者合計 54,342人

個人市民税総額 6,092,880千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和7年7月1日現在)

区分 課税標準額の段階	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
10万円以下	1,298	55	3	490	109	1,955
10万円を超える 100万円以下	10,127	497	15	5,057	140	15,836
100万円を超える 200万円以下	11,362	463	6	1,698	117	13,646
200万円を超える 300万円以下	7,700	267	3	373	115	8,458
300万円を超える 400万円以下	3,998	174	2	115	71	4,360
400万円を超える 550万円以下	2,731	132	3	126	69	3,061
550万円を超える 700万円以下	887	63	1	66	39	1,056
700万円を超える 1千万円以下	635	48	0	55	38	776
1千万円を超える 2千万円以下	422	34	1	59	31	547
2千万円を超える 5千万円以下	107	15	0	9	14	145
5千万円を超える 1億円以下	10	0	0	1	7	18
1億円超	0	0	0	1	1	2
合計	39,277	1,748	34	8,050	751	49,860

※ 「課税標準額」

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれていません。

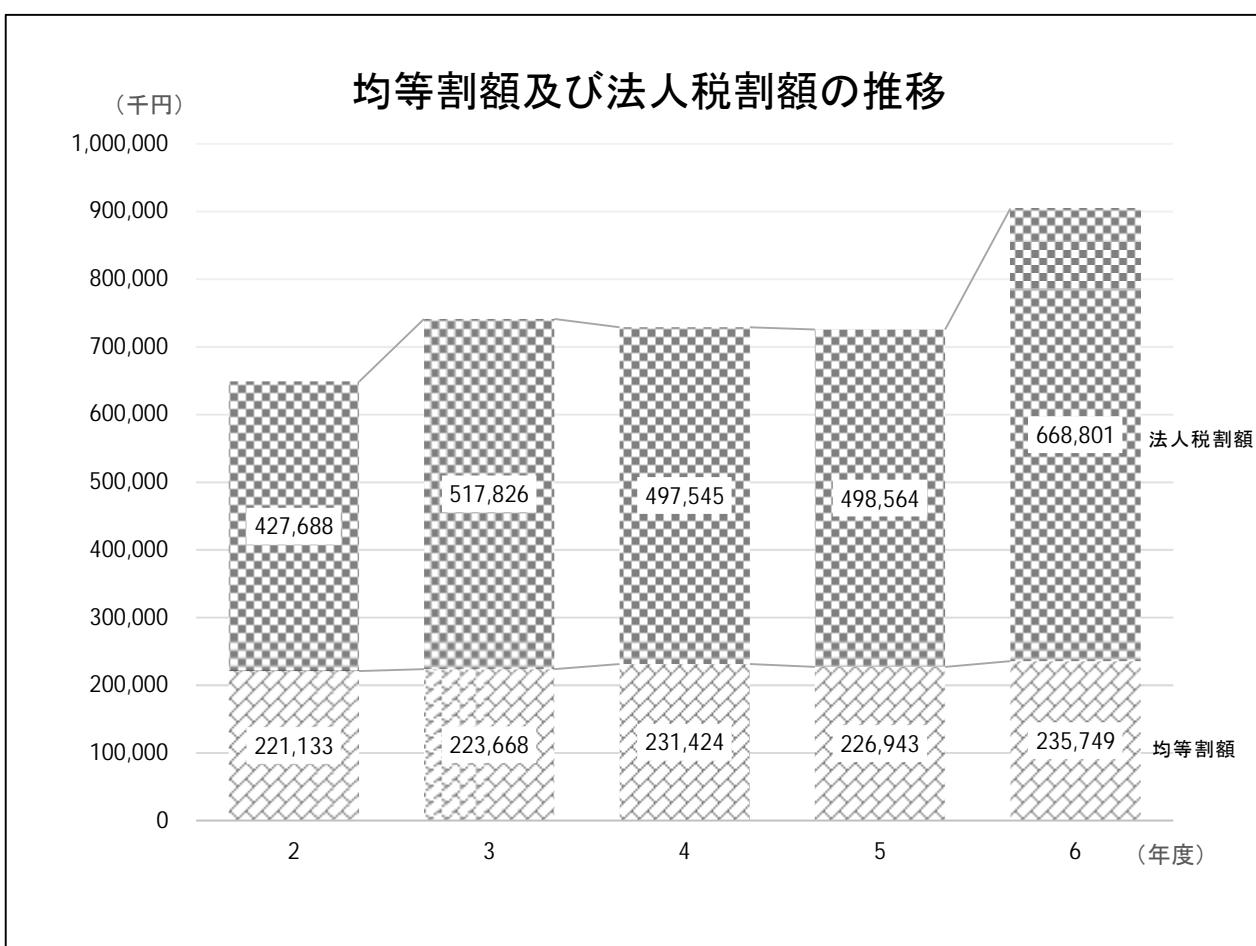
(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

年度 区分		2	3	4	5	6
均等割	法人数 (社)	2,118	2,160	2,196	2,220	2,265
	調定額 (千円)	221,133	223,668	231,424	226,943	235,749
法人税割	法人数 (社)	868	901	939	937	1,000
	調定額 (千円)	427,688	517,826	497,545	498,564	668,801
合計調定額 (千円)		648,821	741,494	728,969	725,507	904,550
合計税額の 対前年比 (%)		82.6	114.3	98.3	99.5	124.7

※ 均等割法人数は、集計年度内に申告のあった法人数です。

※ 法人税割法人数は、集計年度内に提出された申告のうち、法人税割が課税されている法人数です。



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

(各年度3月31日現在 単位:社)

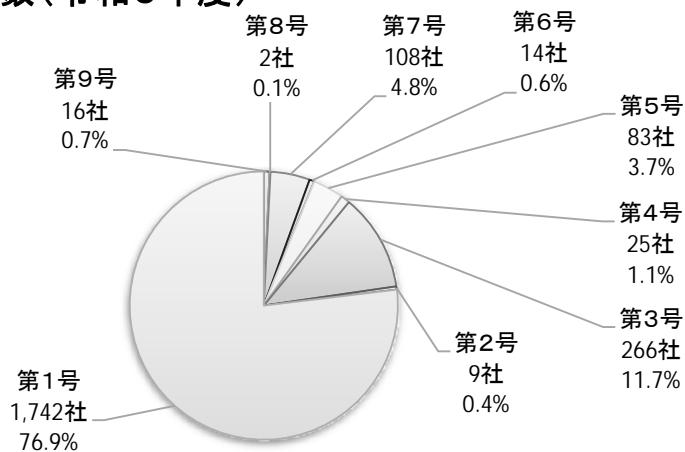
年度 区分	2	3	4	5	6
第9号	16	15	15	16	16
第8号	3	2	2	2	2
第7号	104	109	105	104	108
第6号	16	15	16	14	14
第5号	78	82	80	82	83
第4号	27	25	26	23	25
第3号	269	270	262	261	266
第2号	10	8	11	9	9
第1号	1,595	1,634	1,679	1,709	1,742
合計	2,118	2,160	2,196	2,220	2,265

※ 4ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号 数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超える50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超える10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超える1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号	資本金等の額を有しない	—

号数別法人数(令和6年度)



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	5 年度 (円)	6 年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	434,200	449,300	103.5
農業	434,200	449,300	103.5
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	376,963,100	522,001,500	138.5
鉱業	0	0	0.0
建設業	56,663,000	65,143,800	115.0
製造業	320,300,100	456,857,700	142.6
第3次産業	346,122,900	379,778,300	109.7
卸・小売業	142,573,600	141,616,300	99.3
宿泊・飲食業	11,209,600	24,768,000	221.0
金融・保険業	28,507,600	45,511,000	159.6
不動産業	26,096,400	29,736,600	113.9
運輸・通信業	46,411,000	44,750,000	96.4
電気・ガス・水道業	10,415,900	9,244,200	88.8
サービス業	80,908,800	84,152,200	104.0
分類不能の産業	1,986,700	2,320,700	116.8
計	725,506,900	904,549,800	124.7

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分		3	4	5	6	7
個人	土地	26,430	26,579	26,721	26,920	27,091
	家屋	30,940	31,083	31,254	31,442	31,661
法人	土地	916	916	952	1,006	1,005
	家屋	842	931	960	1,006	1,013
合計	土地	27,346	27,495	27,673	27,926	28,096
	家屋	31,782	32,014	32,214	32,448	32,674

(2) 債却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分		3	4	5	6	7
免税点 以上	個人	138	138	147	141	135
	法人	746	781	790	815	840
	計	884	919	937	956	975
免税点 未満	個人	264	273	267	276	284
	法人	884	813	835	832	861
	計	1,148	1,086	1,102	1,108	1,145
個人計		402	411	414	417	419
法人計		1,630	1,594	1,625	1,647	1,701
合計		2,032	2,005	2,039	2,064	2,120

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限

(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

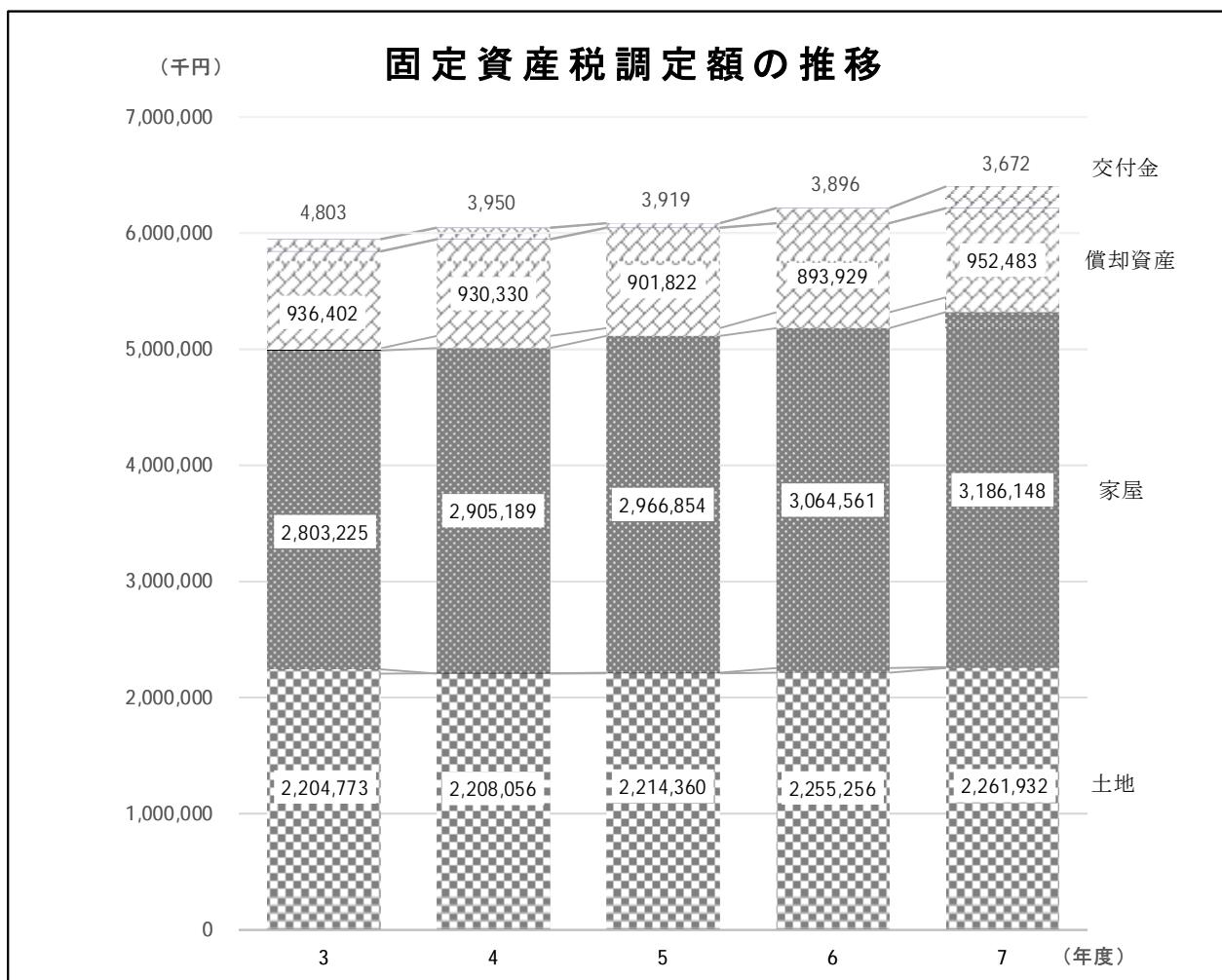
区分	年度	3	4	5	6	7
	土 地	2,204,773	2,208,056	2,214,360	2,255,256	2,261,932
固定資産税	家 屋	2,803,225	2,905,189	2,966,854	3,064,561	3,186,148
	償却資産	936,402	930,330	901,822	893,929	952,483
	小 計	5,944,400	6,043,575	6,083,036	6,213,746	6,400,563
交 付 金	4,803	3,950	3,919	3,896	3,672	
合 計	5,949,203	6,047,525	6,086,955	6,217,642	6,404,235	

※「調定額」

税及び交付金収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和7年5月1日現在)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面積 (m ²)	決定価格 (千円)	決定価格の構成比 (%)
免税点以上	土地	28,096	81,165	26,475,802	477,935,762 61.12
	家屋	32,674	35,885	6,048,600	234,550,980 30.00
	償却資産	975	-	-	67,915,156 8.68
	市評価分	962	-	-	48,894,271 6.25
	国・県配分	13	-	-	19,020,885 2.43
	小計	61,745	-	-	780,401,898 99.80
免税点未満	土地	2,359	3,556	1,322,579	973,400 0.12
	家屋	577	684	27,856	47,688 0.01
	償却資産	1,145	-	-	523,017 0.07
	市評価分	1,144	-	-	522,831 0.07
	国・県配分	1	-	-	186 0.00002
	小計	4,081	-	-	1,544,105 0.20
合計		65,826	-	-	781,946,003 100.00

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、2以上の市町村にわたって所在等するものについて、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が価格等を決定し、市に配分されたもの

(5) 債却資産の決定価格等の内訳

(令和7年5月1日現在 単位:千円)

種類	区分	決定価格	課税標準額	うち課税標準の特例分
市評価分	構築物	14,584,864	14,569,810	1,846
	機械及び装置	26,660,258	25,637,290	657,495
	船舶	0	0	0
	航空機	121	121	0
	車両及び運搬具	168,246	168,246	0
	工具、器具及び備品	8,850,067	8,831,724	2,930
	小計	50,263,556	49,207,191	662,271
国・県配分		19,020,990	18,707,965	0
合計		69,284,546	67,915,156	662,271

※「課税標準の特例」

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件を備えた償却資産について、特例の適用により、固定資産税額が軽減される。

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

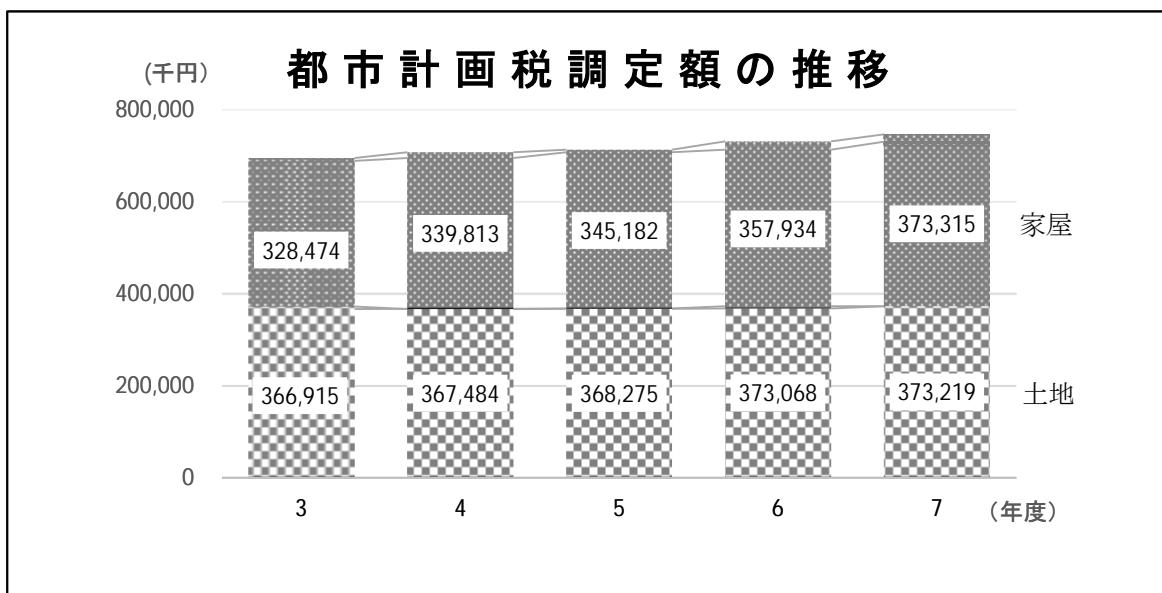
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	3	4	5	6	7
個人	41,750	41,942	42,057	42,267	42,505
法人	1,250	1,330	1,366	1,461	1,477
合計	43,000	43,272	43,423	43,728	43,982

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	3	4	5	6	7
土地	366,915	367,484	368,275	373,068	373,219
家屋	328,474	339,813	345,182	357,934	373,315
合計	695,389	707,297	713,457	731,002	746,534



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和7年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (m ²)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	20,108	30,016	7,024,000	401,104,873	68.2
家屋	23,874	22,740	4,404,891	187,167,289	31.8
合計	43,982	-	-	588,272,162	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(令和7年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

地目	区分	筆数 (筆)	地積 (m ²)	決定価格 (千円)
田		8,286	6,668,583	968,658
畠		10,342	6,145,039	7,804,077
宅地	住宅用地	53,698	8,820,718	328,627,783
	非住宅用地	2,844	2,210,215	90,989,685
	小計	56,542	11,030,933	419,617,468
池	沼	43	30,852	18,279
山	林	1,429	1,010,578	515,002
原	野	1,206	546,952	34,733
雜種地		6,856	2,358,034	49,950,522
その他(公衆用道路等)		51,819	13,229,029	423
合	計	136,523	41,020,000	478,909,162

(10) 木造家屋・種類別集計表

(令和7年5月1日現在 免税点未満含む。)

種類	区分	棟数 (棟)	床面積 (m ²)	決定価格 (千円)
住宅	戸建形式	23,470	2,563,774	79,441,181
	集合形式	646	149,348	4,805,523
	併用	851	107,713	1,909,006
	小計	24,967	2,820,835	86,155,710
ホテル・旅館		10	588	5,869
事務所・店舗		302	28,660	726,139
劇場・病院		34	5,505	210,142
工場・倉庫		704	25,276	168,054
附属家		2,291	102,937	504,735
合	計	28,308	2,983,801	87,770,649

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和7年5月1日現在 免税点未満含む。)

種類	区分	棟数 (棟)	床面積 (m ²)	決定価格 (千円)
事務所・店舗		654	284,426	15,115,360
住宅用建物		4,274	1,470,603	65,921,363
病院・ホテル		45	53,112	4,157,746
工場・倉庫		1,452	1,124,839	57,698,378
その他の		1,836	159,675	3,935,172
合計		8,261	3,092,655	146,828,019

(12) 新増築分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区分	年度	3	4	5	6	7
木造	新築	317	304	341	299	257
	増築	6	2	3	5	3
	小計	323	306	344	304	260
木造以外	新築	42	52	55	102	42
	増築	2	1	1	3	3
	小計	44	53	56	105	45
新築計		359	356	396	401	299
増築計		8	3	4	8	6
合計		367	359	400	409	305

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区分	年度	3	4	5	6	7
木造		233	239	261	229	192
木造以外		44	57	95	47	48
合計		277	296	356	276	240

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和7年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	649,675	173,436	2,428
埼玉県総務部	127,836	25,937	363
国土交通省 関東地方整備局	286,332	62,915	881
合 計	1,063,843	262,288	3,672

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体が所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和7年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口和範	令和6年3月20日～令和9年3月19日
職務代理	本田明	平成30年3月20日～令和9年3月19日
委員	石田茂樹	令和3年3月20日～令和9年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために執行機関として設置されている委員会

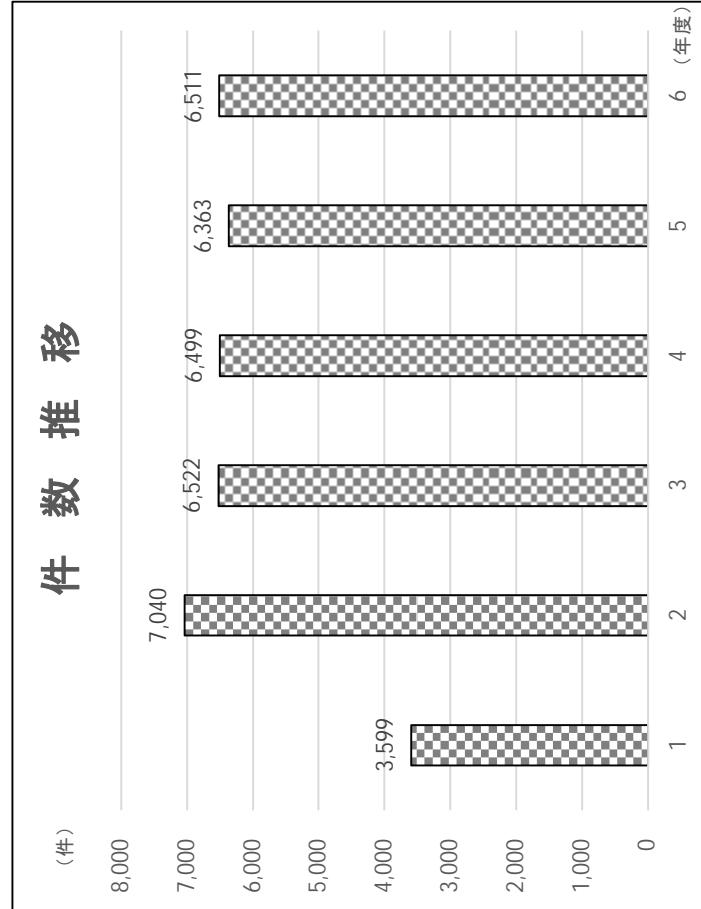
4. 諸 稅

(1) 軽自動車税(環境性能割)課税件数及び金額の推移

年 度	1	2	3	4	5	6
件 数 (件)	3,599	7,040	6,522	6,499	6,363	6,511
金 額 (千円)	6,325	10,476	10,787	12,725	16,743	23,327

(各年度6月30日現在)

軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から、50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した際に、その環境性能に基づき課されるものです。
 当分の間、埼玉県が賦課徴収事務を行なっており、1年間分の実績を翌年度の6月30日までに市に報告することになります。
 この資料は、6月末に県から実績報告のあつた実績値の推移をまとめたものであるため、時点は各年度6月30日現在ですが、値は、その前年度分となっています。



(2) 軽自動車税(種別割)課税客体数及び調定額の推移

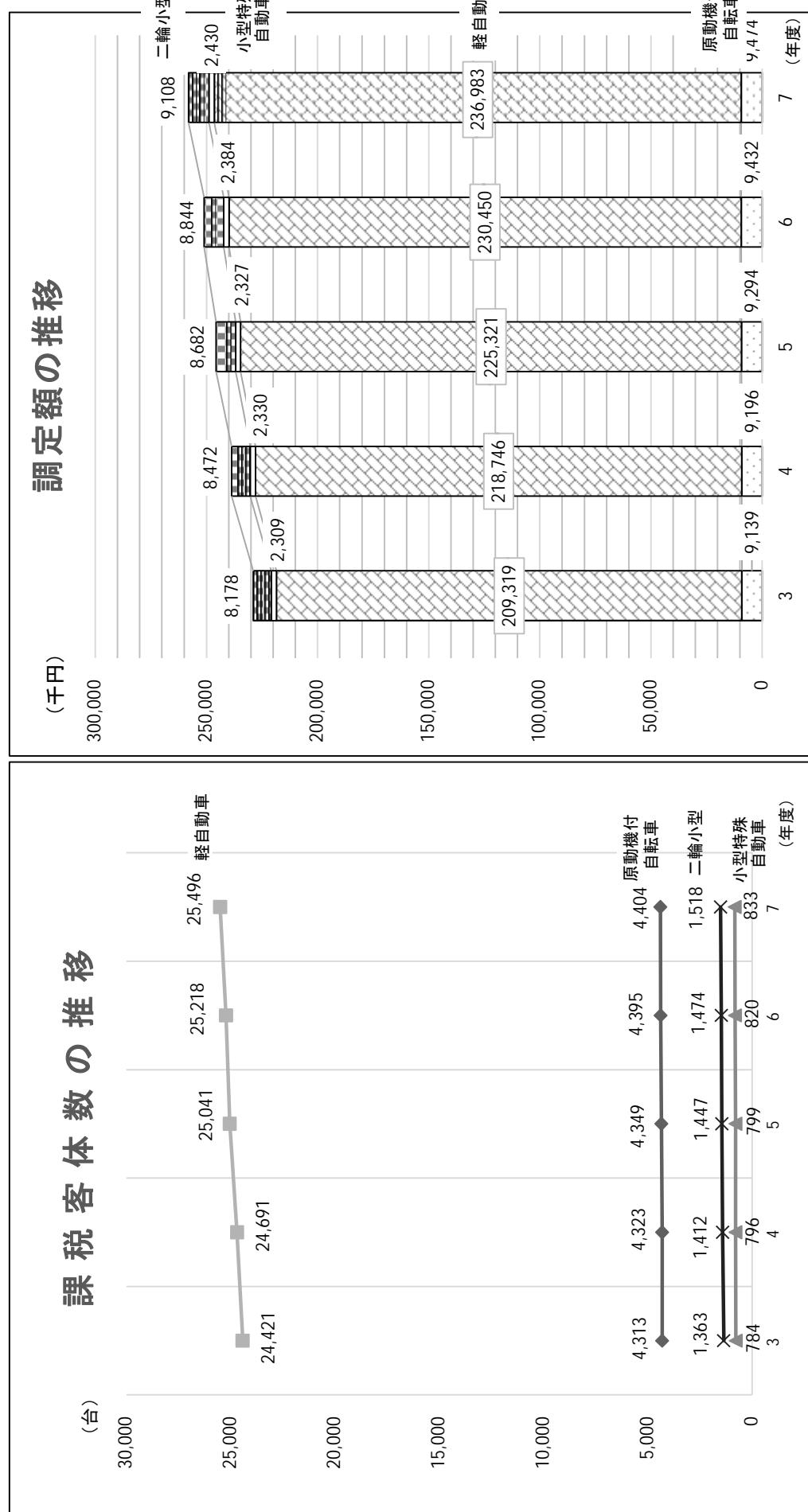
(各年度7月1日現在)

種別	年度		3		4		5		6		7		
	区分	台数 (台)	調定額 (千円)										
原動機付自転車	5 0 cc 以下 (特定小型を除く。)	2,997	5,994	2,929	5,858	2,854	5,708	2,790	5,580	2,723	5,446		
	特定 小型	-	-	-	-	-	-	-	-	13	26	33	66
	9 0 cc 以下	257	514	267	534	275	550	279	558	276	552		
	1 2 5 cc 以下	990	2,376	1,051	2,523	1,137	2,729	1,223	2,935	1,282	3,077		
	ミニカ 一	69	255	76	281	83	307	90	333	90	333		
	小 計	4,313	9,139	4,323	9,196	4,349	9,294	4,395	9,432	4,404	9,474		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車	1,205	4,338	1,251	4,503	1,307	4,705	1,328	4,781	1,329	4,784		
	三 輪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乗用	18,991	183,923	19,180	192,731	19,449	198,797	19,573	203,404	19,812	209,547		
	自家用	1	7	1	7	3	22	12	93	19	128		
	営業用	4,019	20,313	4,031	20,671	4,055	20,954	4,094	21,373	4,109	21,655		
	四 輪	205	738	228	834	227	843	211	799	227	869		
	自家用	23,216	204,981	23,440	214,243	23,734	220,616	23,890	225,669	24,167	232,199		
	営業用	24,421	209,319	24,691	218,746	25,041	225,321	25,218	230,450	25,496	236,983		
小型自動車	小 耕 作 業 用	662	1,589	676	1,622	682	1,637	701	1,682	710	1,704		
特 殊 車	そ の 他	122	720	120	708	117	690	119	702	123	726		
	小 計	784	2,309	796	2,330	799	2,327	820	2,384	833	2,430		
二輪の小型自動車	1,363	8,178	1,412	8,472	1,447	8,682	1,474	8,844	1,518	9,108			
合 计	30,881	228,945	31,222	238,744	31,636	245,624	31,907	251,110	32,251	257,995			
前 年 比	101.2	104.4	101.1	104.3	101.3	102.9	100.9	102.2	101.1	102.7			

※ 税率については、37ページを参照

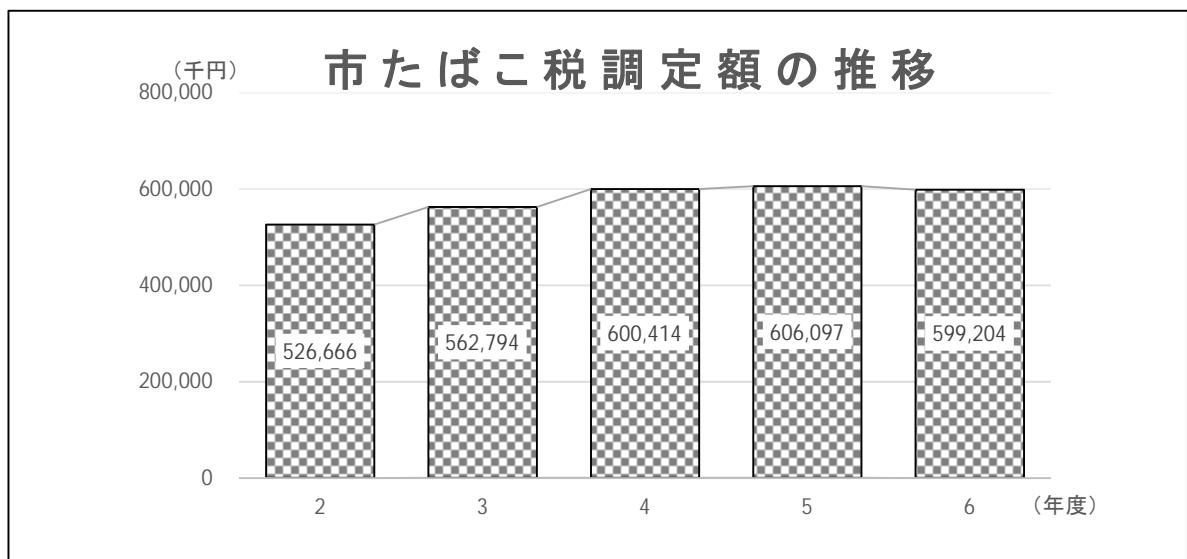
※ 特定小型は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の一部改正により、電動キックボード等について、新たに「特定小型原動機付自転車」として車両区分が設けられ、令和5年7月1日から新たな標識の交付が開始された。

(3) 軽自動車税(種別割)課税客体数及び調定額の推移(グラフ)



(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年 度 区 分	2	3	4	5	6
調定額 (千円)	526,666	562,794	600,414	606,097	599,204
対前年比(%)	95.4	106.9	106.7	100.9	98.9
売渡本数 (千本)	89,634	89,180	91,638	92,506	91,454
旧3級品以外	89,634	89,180	91,638	92,506	91,454
旧 3 級 品					
対前年比(%)	92.0	99.5	102.8	100.9	98.9
手持品 (千本)	5,091	5,126			
税 率	旧3級品以外	平成18年 7月 1日から平成22年 9月30日まで	3,298 円／1,000 本		
		平成22年10月 1日から平成25年 3月31日まで	4,618 円／1,000 本		
		平成25年 4月 1日から平成30年 9月30日まで	5,262 円／1,000 本		
		平成30年10月 1日から令和 2年 9月30日まで	5,692 円／1,000 本		
		令和 2年10月 1日から令和 3年 9月30日まで	6,122 円／1,000 本		
	旧3級品	令和 3年10月 1日から	6,552 円／1,000 本		
	平成18年 7月 1日から平成22年 9月30日まで	1,564 円／1,000 本			
	平成22年10月 1日から平成25年 3月31日まで	2,190 円／1,000 本			
	平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで	2,495 円／1,000 本			
	平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで	2,925 円／1,000 本			
	平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで	3,355 円／1,000 本			
	平成30年 4月 1日から令和元年 9月30日まで	4,000 円／1,000 本			
	令和元年10月1日から区分が廃止され、旧3級品以外と同じ税率				



※ 「手持品課税」

税制改正により市たばこ税の税率が引き上げられた場合、税率引上げ時点で、たばこの販売業者が店舗、倉庫、居宅等で所持している製造たばこが2万本以上ある場合に、税率引上げ相当税額が課せられる。

5. 徵 収

(1) 年度別市税決算額

税目	区分	年度		3		4		5		6	
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)
市民税	個人	5,491,445	5,432,931	98.9	5,650,890	5,584,311	98.8	5,708,798	5,630,954	98.6	5,437,347
	法人	741,494	739,573	99.7	728,970	722,848	99.2	725,507	723,219	99.7	904,550
	計	6,232,939	6,172,504	99.0	6,379,860	6,307,159	98.9	6,434,305	6,354,173	98.8	6,341,897
固定資産税	固定資産税	6,122,056	6,078,788	99.3	6,208,121	6,161,526	99.2	6,217,117	6,176,526	99.3	6,331,955
	交付金	4,803	4,803	100.0	3,950	3,950	100.0	3,919	3,919	100.0	3,896
	計	6,126,859	6,083,591	99.3	6,212,071	6,165,476	99.2	6,221,036	6,180,445	99.3	6,335,851
自動車税	環境性能割	9,774	9,774	100.0	13,800	13,800	100.0	15,885	15,885	100.0	21,952
	種別割	228,958	226,273	98.8	238,527	235,887	98.9	245,600	243,323	99.1	250,827
	計	238,732	236,047	98.9	252,327	249,687	99.0	261,485	259,208	99.1	272,779
市たばこ税		562,794	562,794	100.0	600,414	600,414	100.0	606,097	606,097	100.0	599,204
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0
都市計画税		696,073	690,638	99.2	707,616	702,031	99.2	712,704	707,922	99.3	731,091
小計	13,857,397	13,745,574	99.2	14,152,288	14,024,767	99.1	14,235,627	14,107,845	99.1	14,280,822	14,178,752
滞納繰越分		378,515	173,793	45.9	276,468	116,668	42.2	250,740	120,750	48.2	234,453
合計	14,235,912	13,919,367	97.8	14,428,756	14,141,435	98.0	14,486,367	14,228,595	98.2	14,515,275	14,268,878
国民健康保険税		1,859,934	1,714,792	92.2	1,823,355	1,688,194	92.6	1,663,673	1,555,345	93.5	1,643,772
滞納繰越分		444,394	156,316	35.2	377,001	125,408	33.3	331,424	110,379	33.3	296,107
合計	2,304,328	1,871,108	81.2	2,200,356	1,813,602	82.4	1,995,097	1,665,724	83.5	1,939,879	1,630,777

※ 「調定額」

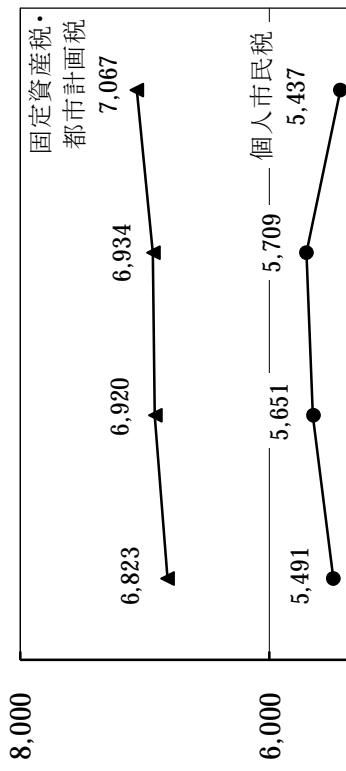
収入すべき税額として決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移

各税目 の 調定額 の 推移

(現年課税分)

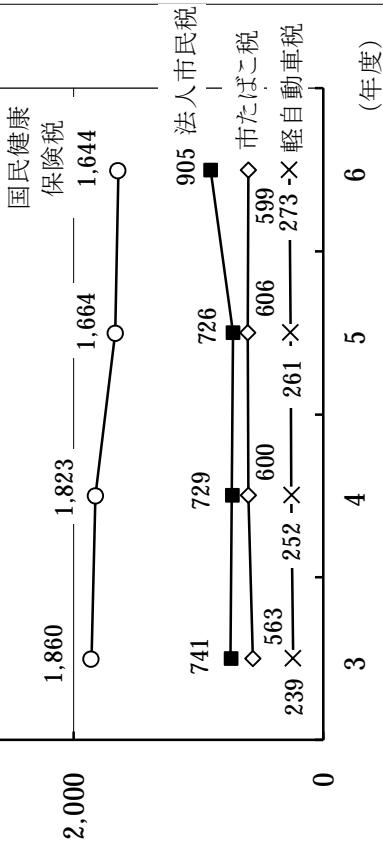
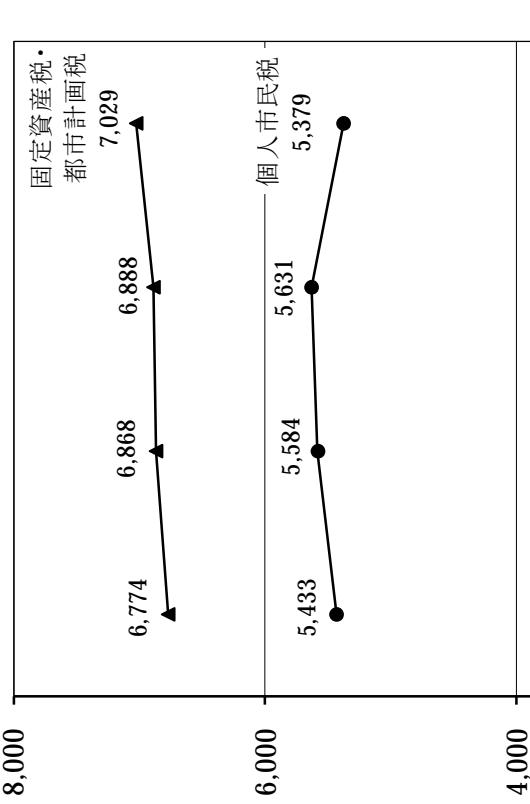
(百万円)



各税目 の 収入済額 の 推移

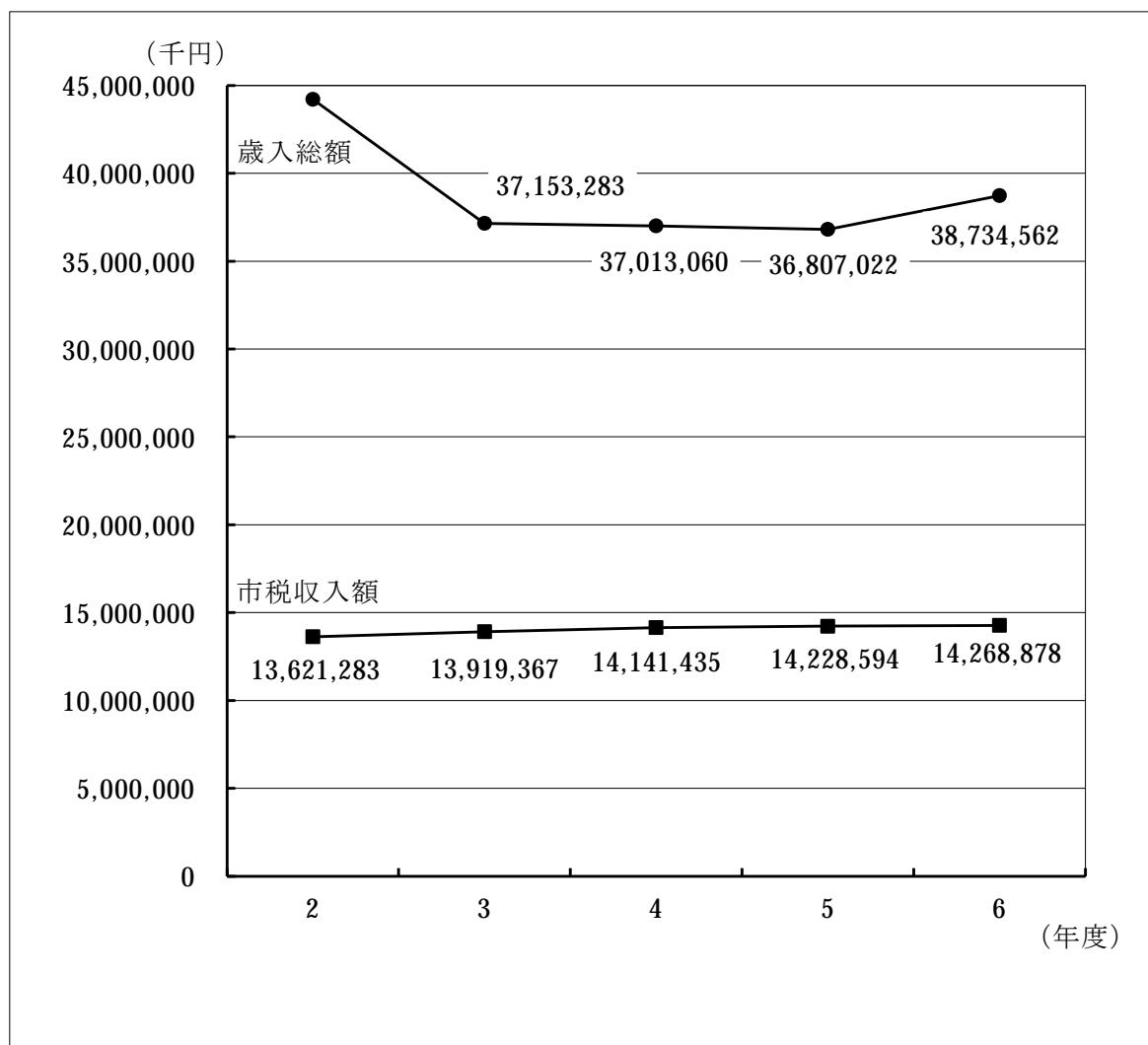
(現年課税分)

(百万円)



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

年 度 区 分	2	3	4	5	6
歳入総額 (A) (千円)	44,210,750	37,153,283	37,013,060	36,807,022	38,734,562
市税収入額 (B) (千円)	13,621,283	13,919,367	14,141,435	14,228,594	14,268,878
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	30.8	37.5	38.2	38.7	36.8

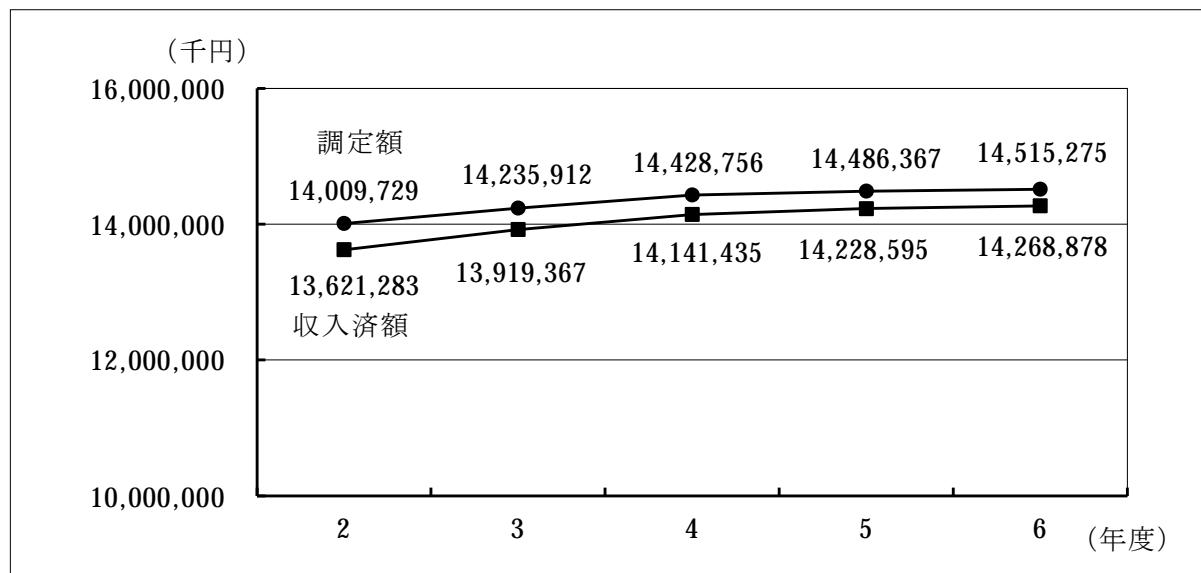


(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

年 度		2	3	4	5	6
調定額	現年度課税分A (千円)	13,591,310	13,857,397	14,152,288	14,235,627	14,280,822
	滞納繰越分B (千円)	418,419	378,515	276,468	250,740	234,453
	合 計C (千円)	14,009,729	14,235,912	14,428,756	14,486,367	14,515,275
	Cのうち徴収猶予D (千円)	※ 40,682	171	0	0	0
	Dのうち現年度課税分 (千円)	※ 40,599	171	0	0	0
収入済額	現年度課税分E (千円)	13,427,376	13,745,574	14,024,767	14,107,845	14,178,752
	滞納繰越分F (千円)	193,907	173,793	116,668	120,750	90,126
	合 計G (千円)	13,621,283	13,919,367	14,141,435	14,228,595	14,268,878
不 納 欠 損 額H (千円)		37,590	38,630	35,541	22,015	21,535
収 入 未 濟 額(C-G-H) I (千円)		350,856	277,915	251,780	235,757	224,862
徴 収 率	現年度課税分(E/A) (%)	98.8	99.2	99.1	99.1	99.3
	滞納繰越分(F/B) (%)	46.3	45.9	42.2	48.2	38.4
	合 計(G/C) (%)	97.2	97.8	98.0	98.2	98.3

※ 新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に伴う「徴収猶予の特例」

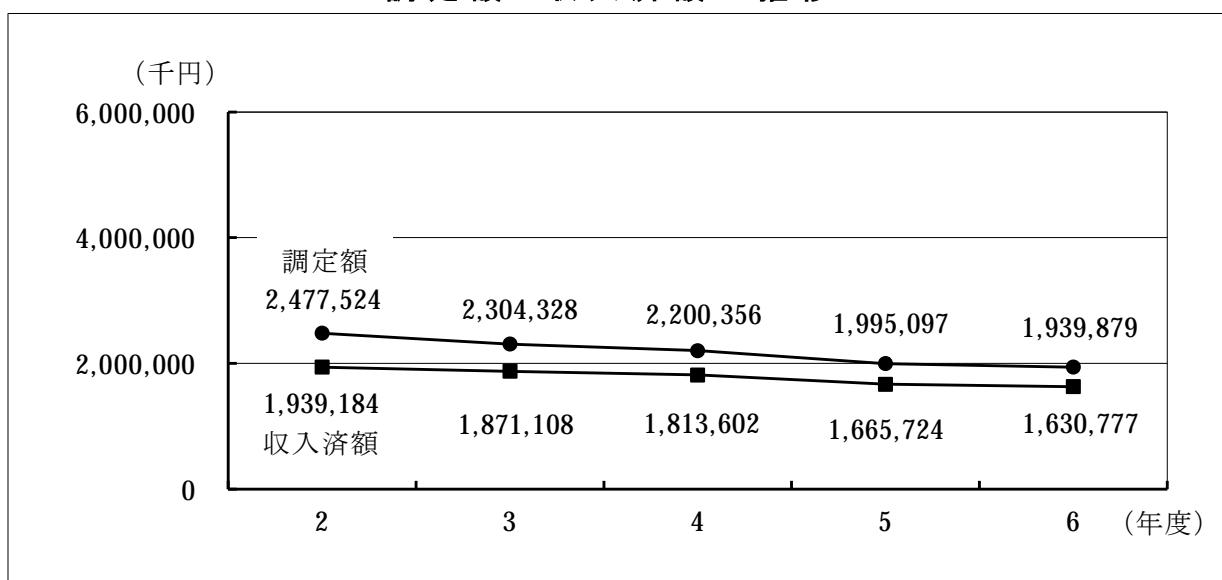
調定額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

年 度 区 分		2	3	4	5	6
調定額	現年度課税分 A (千円)	1,912,234	1,859,934	1,823,355	1,663,673	1,643,772
	滞納繰越分 B (千円)	565,290	444,394	377,001	331,424	296,107
	合 計 C (千円)	2,477,524	2,304,328	2,200,356	1,995,097	1,939,879
収入済額	現年度課税分 D (千円)	1,751,296	1,714,792	1,688,194	1,555,345	1,531,477
	滞納繰越分 E (千円)	187,888	156,316	125,408	110,379	99,300
	合 計 F (千円)	1,939,184	1,871,108	1,813,602	1,665,724	1,630,777
不 納 欠 損 額 G (千円)		69,015	51,472	53,693	36,448	27,629
収 入 未 濟 額 (C-F-G) H (千円)		469,325	381,748	333,061	292,925	281,473
徴 収 率	現年度課税分 (D/A) (%)	91.6	92.2	92.6	93.5	93.2
	滞納繰越分 (E/B) (%)	33.2	35.2	33.3	33.3	33.5
	合 計 (F/C) (%)	78.3	81.2	82.4	83.5	84.1

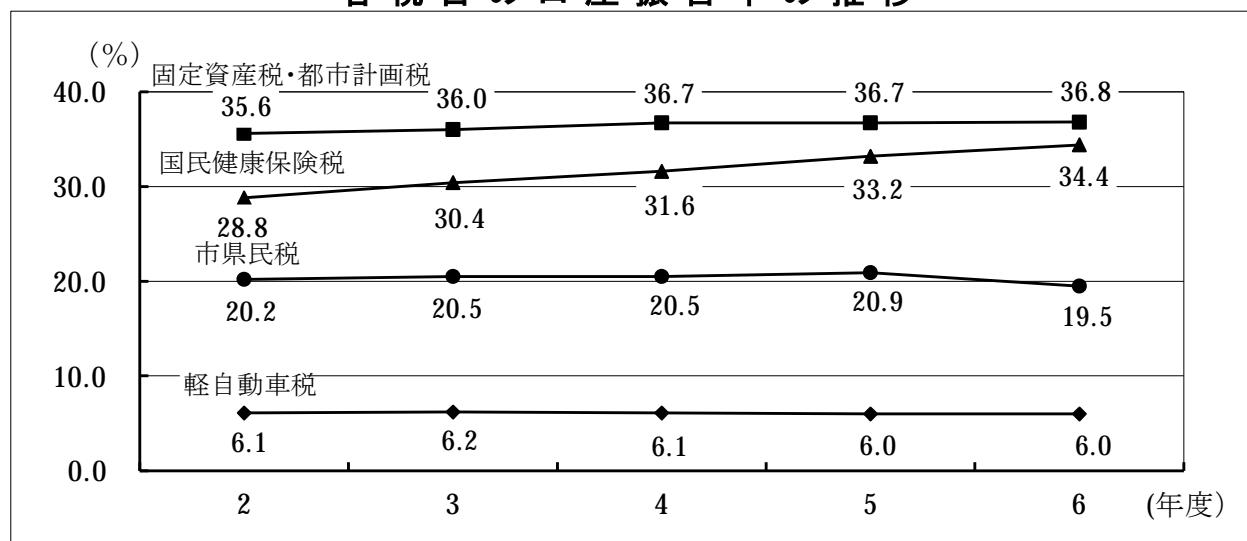
調定額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度	2	3	4	5	6
納税義務者(人)	市 県 民 税	13,210	12,557	12,625	12,715	9,917	
	固定資産税・都市計画税	38,558	38,644	38,776	38,866	38,821	
	軽自動車税	30,513	30,894	31,208	31,650	31,852	
	国民健康保険税	12,919	12,994	12,884	12,434	12,275	
	合 計	95,200	95,089	95,493	95,665	92,865	
振替件数(件)	市 県 民 税	2,665	2,570	2,593	2,661	1,934	
	固定資産税・都市計画税	13,737	13,914	14,219	14,271	14,267	
	軽自動車税	1,857	1,908	1,904	1,893	1,901	
	国民健康保険税	3,726	3,951	4,072	4,126	4,222	
	合 計	21,985	22,343	22,788	22,951	22,324	
振替加入率(%)	市 県 民 税	20.2	20.5	20.5	20.9	19.5	
	固定資産税・都市計画税	35.6	36.0	36.7	36.7	36.8	
	軽自動車税	6.1	6.2	6.1	6.0	6.0	
	国民健康保険税	28.8	30.4	31.6	33.2	34.4	
	合 計	23.1	23.5	23.9	24.0	24.0	

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
市県民税	件数 (件)	19,757	18,775	18,764	17,489	16,237
	金額 (千円)	476,361	551,678	590,234	524,339	482,057
固定資産税・ 都市計画税	件数 (件)	31,241	30,522	30,873	29,069	28,873
	金額 (千円)	913,951	859,919	908,093	843,624	840,265
軽自動車税	件数 (件)	16,293	17,823	18,353	17,144	17,052
	金額 (千円)	116,203	132,947	142,309	134,467	135,314
国民健康 保険税	件数 (件)	26,457	29,095	28,419	28,070	27,493
	金額 (千円)	382,810	441,991	436,538	403,793	389,662
合計	件数 (件)	93,748	96,215	96,409	91,772	89,655
	金額 (千円)	1,889,325	1,986,535	2,077,174	1,906,223	1,847,298

(8) 年度別差押財産状況の内訳

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
動産	件数 (件)	5	1	0	0	0
	税額 (千円)	8,104	2,046	0	0	0
債権	件数 (件)	727	1,159	940	977	649
	税額 (千円)	289,806	277,461	201,286	230,541	165,639
不動産	件数 (件)	17	20	21	3	3
	税額 (千円)	17,442	15,487	35,104	2,010	1,206
合計	件数 (件)	749	1,180	961	980	652
	税額 (千円)	315,352	294,994	236,390	232,551	166,845

(9) 督促状発付状況

種別 区分	年度	3			4			5			6		
		期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)	1	12,557	2,234	17.8	1	12,625	2,371	18.8	1	12,715	2,374	18.7	1
	2	11,262	2,371	21.1	2	11,340	2,272	20.0	2	11,318	2,343	20.7	2
	3	11,258	2,542	22.6	3	11,371	2,348	20.6	3	11,406	2,430	21.3	3
	4	11,862	2,497	21.1	4	11,980	2,362	19.7	4	12,005	2,620	21.8	4
固定資産税・ 都市計画税	計	46,939	9,644	20.5	計	47,316	9,353	19.8	計	47,444	9,767	20.6	計
	1	38,644	2,922	7.6	1	38,776	2,876	7.4	1	38,866	2,821	7.3	1
	2	37,984	3,460	9.1	2	38,100	3,643	9.6	2	38,198	3,034	7.9	2
	3	37,975	2,685	7.1	3	38,072	2,752	7.2	3	38,158	2,749	7.2	3
軽自動車税	4	37,957	2,659	7.0	4	38,092	2,697	7.1	4	38,187	2,749	7.2	4
	計	152,560	11,726	7.7	計	153,040	11,968	7.8	計	153,409	11,353	7.4	計
国民健康 保険税	全	30,894	2,551	8.3	全	31,208	2,676	8.6	全	31,650	2,539	8.0	全
	1	12,994	3,034	23.3	1	12,884	2,712	21.0	1	12,434	2,493	20.0	1
	2	12,508	2,739	21.9	2	12,385	2,758	22.3	2	11,959	2,439	20.4	2
	3	12,273	2,702	22.0	3	12,170	2,633	21.6	3	11,736	2,498	21.3	3
	4	11,299	2,603	23.0	4	11,468	2,446	21.3	4	10,987	2,256	20.5	4
	5	11,262	2,405	21.4	5	11,356	2,374	20.9	5	10,973	2,245	20.5	5
	6	11,159	2,446	21.9	6	11,170	2,354	21.1	6	10,885	2,251	20.7	6
	7	11,004	2,349	21.3	7	10,932	2,204	20.2	7	10,717	2,153	20.1	7
	8	10,983	2,239	20.4	8	10,875	2,131	19.6	8	10,678	2,134	20.0	8
	9	10,905	2,194	20.1	9	10,775	2,059	19.1	9	10,608	2,079	19.6	9
	計	104,387	22,711	21.8	計	104,015	21,671	20.8	計	100,977	20,548	20.3	計

6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和7年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (令和7年度)		
個人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しないもの	均等割 所得割	(普通徴収) 第1期 6月30日 第2期 9月 1日 第3期 10月31日 第4期 2月 2日		
市	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○国内に住所を有する個人	均等割と 併せて 賦課徴収	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、原則翌月10日までに納付)		
民	(納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有 する法人 ○市内に事業所、事業所を有 しないもの及び市内に事業 所又は事業所を有する法人で ない社団又は財団で代表 者又は管理人の定めのある もの	均等割	※ 令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課される国税であ り、市町村が、個人の市町村民税の均等割と併せて賦課・徴収する。		
税	法人	法人等の区分	市内従業者 税額(年額)		
		資本等の額	50億円を超える法人 50億円以下の法人 10億円を超える法人 10億円以下 1億円を超える法人 1億円以下 10億円を超える法人 10億円以下 1千万円を超える法人 1千万円以下 1千万円を超える法人 1千万円以下 1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人超 50人超 50人超 50人以下 50人超 50人超 50人超 50人超 50人超 50人超 50人超 50人超 50人以下 —	3,000,000円 1,750,000円 410,000円 400,000円 160,000円 150,000円 130,000円 120,000円 50,000円
		法人税割	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度 資本金の額又は出資金の額が1億円 を超える法人又は法人税額が年400 万円を超える法人 上記以外の法人	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度 12.1% 9.7%	8.4% 6.0%

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和7年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)		納期限 (令和7年度)
		三輪以上の軽自動車		
三輪のもの	種 別	平成27年3月31日以前に登録 平成27年4月1日以後に新車登録		
四輪以上のもの	乗 用 貨物用	営業用 自家用	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円	3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円
原動機付自転車及び二輪車等	種 别		年 税額	
原動機付自転車	50cc以下のもの 0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。)	2,000円		
軽二輪(125ccを超えるもの等 250cc以下のもの)等	50ccを超えるもの 0.6kWを超えるもの 0.8kWを超えるもの 0.8kWを超えるもの ミニカー	2,000円 2,400円 3,700円		
(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	二輪のもの(側車付を含む。) 二輪の被けん引車(ボートレーラー等) 専ら雪上を走行するもの 農耕作業用のもの その他のもの	3,600円 2,400円 5,900円 6,000円		
軽自動車	三輪のもの 四輪以上のもの	乗 用 貨物用	年 税額	
軽自動車税	(納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	営業用 自家用 営業用 自家用	4,600円 8,200円 12,900円 4,500円 6,000円	
※ 最初の新規検査(車検証に記載してある初度検査年月)を受けた月から13年を経過した三輪以上の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率を適用				
軽課税率	種 别	標準税率	グリーン化特例(軽課) 合和7年度～合和8年度 (25%軽減は合和7年度まで)	
三輪	乗 用 上記以外	3,900円	25%軽減	75%軽減
四輪以上	乗 用 貨物	6,900円 10,800円 3,800円 5,000円	5,200円 3,500円 2,700円 1,000円	1,000円 1,800円 1,000円 1,300円
※ 合和5年4月1日から合和8年3月31日まで(25%軽減は、合和7年度まで)に新規登録した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車は、その種別と燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例(軽課)を適用				

表覽期納納期の等の一覽

（令和7年7月1日現在）

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和7年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (令和7年度)			
	6,552円／1,000本 (参考)	平成25年4月1日から 5,262 円／1,000本 平成30年10月1日から 5,692 円／1,000本 令和2年10月1日から 6,122 円／1,000本 令和3年10月1日から 6,552 円／1,000本 平成28年4月1日から 2,925 円／1,000本 平成29年4月1日から 3,355 円／1,000本 平成30年4月1日から 4,000 円／1,000本 令和元年10月1日から区分が廃止され、旧3級品以外 と同じ税率	毎月の初日から末日までの間に売り渡し た製造たばこに係る税額について、翌月 末日までに申告納付			
市たばこ税 (納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定 販売業者(外国産たばこの 輸入業者)又は卸売販売業 者	1日3級品以外の紙巻たばこ 1日3級品の紙巻たばこ					
国民健康 保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の 所得 ○国民健康保険の被保険者 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者 である世帯主 ○国民健康保険の被保険者 のいる世帯の世帯主	医療保険分 後期高齢者支援分 介護納付金分	所得割 7.84% 2.33% 1.98%	均等割 32,200円 10,100円 13,700円	年間限度額 650,000円 240,000円 170,000円	第1期 7月31日 第2期 9月1日 第3期 9月30日 第4期 10月31日 第5期 11月1日 第6期 12月25日 第7期 2月2日 第8期 3月2日 第9期 3月31日